

第3章

景観資源の指定方針



3-1 景観資源とは

景観資源とは、景観法や景観条例に基づき指定する景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木及びちがさき景観資源の4つを総称するものです。

道路、河川、建造物、樹木などのうち、本市の景観形成上に特に重要なものについては、景観法及び景観条例に基づき指定し、保全・活用に努めていきます。

景観資源	指定対象	指定の効果
景観重要公共施設	道路（道路法）、公園（都市公園法、自然公園法）、河川（河川法）、海岸（海岸法）、漁港（漁港漁場整備法）など、各種法に規定されている公共施設	・管理者が各公共施設の整備する場合に基準（高さ、色彩など）に即して整備を進めることになります。 ・施設管理者以外が設置する占用物の設置基準を定めることができます。
景観重要建造物	地域の自然、歴史文化の面から外観が景観上優れており、市民等にも愛着のある建造物	・建造物の増築・改築、外観の修繕、移転等にあたり景観行政団体の許可が必要となり、良好な景観が損なわれないよう維持管理を義務付けることができます。
景観重要樹木	地域の自然、歴史文化の面から樹容が景観上優れており、市民等に愛着のある樹木	・樹木の伐採や移植等にあたり景観行政団体の許可が必要となり、良好な景観が損なわれないよう維持管理を義務付けることができます。
ちがさき景観資源	みどり、水辺、公共空間、まち並み、心象、眺望、その他良好な景観を形成しているもの	・上記3つのような規制策はありませんが、茅ヶ崎が有する資源等のPRになります。

3-2 景観重要公共施設の指定方針

1) 指定方針

景観ベルトを構成する公共施設や景観上重要な道路、公園、愛称道路など、茅ヶ崎の良好な景観形成に大きな影響を与えており、市民や来訪者に親しまれている公共施設は、順次、景観法に基づく景観重要公共施設に指定します。なお、指定にあたり「整備に関する事項」と「占用許可に関する事項」については、次のとおりの基準に基づき、内容を定めていきます。

2) 整備に関する事項について

- ・第2章のゾーン別の方針や第5章に記載する公共施設の整備に関する事項を踏まえる
- ・施設の種別又は公共施設の位置する区域に応じて、次に示すガイドライン等を参照する。

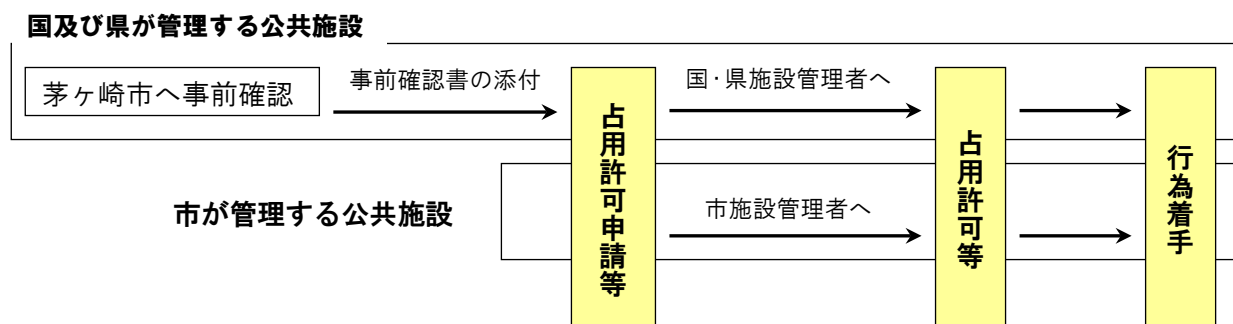
「海岸景観形成ガイドライン」国土交通省河川局・港湾局・農林水産省農村振興局・水産庁（平成18年1月）
「道路デザイン指針（案）」国土交通省（平成17年3月）
「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」国土交通省（平成29年3月）
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」国土交通省・警察庁（平成28年7月）
「湘南なぎさデザインガイドライン」神奈川県（平成3年3月）

3) 占用許可に関する事項について

- ・占用物件等については、神奈川県の占用許可等の基準に適合すること。
- ・施設の性質を考え、公益性の低いものについては占用物件を限定する。
- ・ゾーン別に定めている色彩基準等を参考に占用物の形態意匠を定める。

4) 占用許可等の手続き

景観法第8条第2項第5号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合することが必要です。このため、国や県が管理している公共施設の占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けてください。



※景観重要公共施設の占用許可等について、市の事前確認書を添付して公共施設管理者に許可申請をした行為については、景観計画区域（特別景観まちづくり地区を含む。）内の行為の届出は必要ありません。

5) 適用の除外

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ・ 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ・ 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模補修を含む。）
- ・ 景観計画の施行時点で現に占用許可等を受けて存するもの（外観の変更を生じないものに限る。）
- ・ 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの

6) 指定の手続き

- ・ 所有者又は施設管理者の同意を得る。
- ・ 景観まちづくり審議会の同意を得る（必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聞く）。

7) 指定候補

指定を進める公共施設の代表例を以下に示します（詳細は、第7章）。



愛称道路



茅ヶ崎駅南口広場



しおさい公園



駒寄川

3-3 景観重要建造物の指定方針

1) 指定方針

次に示す項目に該当する建造物の中で、その外観が道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望めるものを、景観法第19条第1項に定める景観重要建造物として指定します。

■まちづくりに対する寄与

景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するもの。

■建造物の価値

優れた意匠やデザインを有し、地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、茅ヶ崎の景観形成に良好な影響を与えているもの。

■建造物の保全活用

建造物の維持管理、指定解除の条件、周知イベントの実施など、保全活用方策を定めていること。

2) 指定の手続き

- ・所有者の同意を得る。
- ・景観まちづくり審議会の同意を得る（必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聞く）

3) 指定候補

指定を進める建造物は以下のものを検討します。なお、市民等からの推薦を受けた場合、1)に示す指定方針に沿ったものであることを確認し、2)の手続きを踏まえ、景観重要建造物に指定します。



氷室椿庭園



旧南湖院第1病舎

3－4 景観重要樹木の指定方針

1) 指定方針

次に示す項目に該当する樹木（生垣を含む）の中で、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望めるものを、景観法第28条第1項に定める景観重要樹木として指定します。

■まちづくりに対する寄与

景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するもの。

■樹木の価値

地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、その樹容が景観形成に良好な影響を与えているもの。

■樹木の保全活用

樹木の維持管理、指定解除の条件、周知イベントの実施など、保全活用方策を定めていること。

2) 指定の手続き

- ・所有者の同意を得る。
- ・景観まちづくり審議会の同意を得る（必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聞く）。

3) 指定候補

指定を進める樹木は次のものを検討します。なお、市民等からの推薦を受けた場合、1)に示す指定方針に沿ったものであることを確認し、2)の手続きを踏まえ、景観重要樹木に指定します。



旧南湖院第1病舎前のクスノキ

3-5 ちがさき景観資源の指定方針

1) ちがさき景観資源の分類

ちがさき景観資源は、人々にとって愛着のあるみどり、水辺、公共空間、まち並み、心象風景、眺望、祭事等の資源を幅広く指定できる制度です。指定方針に合致するものを本市景観条例第15条第1項に定めるちがさき景観資源に指定します。

ちがさき景観資源の分類

分 類	要 素
みどり	松林、松並木、屋敷林、社寺林、丘陵地、斜面林、水田、畑地、谷戸、樹林、並木、古木、草地など
水辺	海、川、砂浜、池、用水路、湧水 など
歴史・文化	別荘建築、庭園、史跡、寺社、伝統的農家住宅、囲障、古道、崖、長屋門、蔵など
まち並み	住宅地、商業地、工業地、沿道、現代建築など
公共空間	道路、公園、橋梁、文学碑、ストリートファニチャー ¹⁾ など
心象景観	潮の香り、虫の声、花火大会の音と光 など
眺望景観	海への眺望、山への眺望、丘陵から見下ろす眺望 など
生活景観、祭事	地曳網、海の家、伝統行事・祭り など
その他	良好な景観の形成に寄与している人・団体 など

1)ストリートファニチャー：道路におかれている街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停など、歩行者に快適さを提供するための設備のこと。

2) 指定方針

次の項目に該当する資源を茅ヶ崎市景観条例第15条第1項に定めるちがさき景観資源として指定します。

■まちづくりに対する寄与

景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するもの。

■資源の価値

市民や来訪者に愛され、茅ヶ崎の文化やシンボルとなっているもの。

■資源の保全活用

維持管理、指定解除の条件、周知イベントの実施など、保全活用方策を定めていること。

3) 指定の手続き

- ・所有者又は施設管理者の同意を得る。
- ・景観まちづくり審議会の同意を得る（必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聞く）。

4) 指定候補

指定を進める資源の代表例を示します（詳細は、第7章）。市民等からの推薦を受けた場合、2）に示す指定方針に沿うことを確認し、3）の手続きを踏まえ、ちがさき景観資源に指定します。



浜降祭



えぼし岩



ラチエン通りからのえぼし岩



サーフィンスポット



歩道橋から見る富士山



浄見寺周辺

第4章

行為の制限に関する事項



4-1 景観法に基づく届出

屋外での生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所で見られることが本市の目指す景観です、人々が活動する空間となるように施設の設えを工夫します。その考え方に基づき、景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為、開発行為及び指定地区内の建築行為等について、事前相談及び届出制度により景観を誘導します。なお、大規模土地利用行為については、事前相談の時点で景観まちづくりアドバイザーの意見を聞きながら、協議を進めます。

1) 届出対象行為

指定地区以外の区域で（１）に該当する行為を行う場合は、景観法第１６条第１項に定める届出が必要になります。届出者は「４－２行為の制限」に適合する計画としてください。指定地区内で（２）に該当する行為を行う場合は、資料編にある景観形成基準に適合する計画としてください。

（１）市内全域に係る届出対象行為 【指定地区内における行為を除く】

届出対象規模	行為
1. 次のいずれかに該当する建築物 ・ 高さが10mを超えるもの（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域にあっては軒の高さが7mを超えるもの） ・ 延べ面積が1000㎡以上のもの ・ 商業施設の用に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ・ 計画戸数を8戸以上とするもの	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 高さが10mを超える工作物	
3. 開発区域の面積が500㎡以上の開発行為	

（２）指定地区内に係る届出対象行為

茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区に係る届出対象行為

届出対象規模	行為
１．次のいずれかに該当する建築物 ・ 高さが10mを超えるもの ・ 延べ面積が1000㎡以上のもの ・ 商業施設の用に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ・ 計画戸数を8戸以上とするもの ・ 敷地が地区内の景観重要道路に接するもの	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
２．次のいずれかに該当する工作物 ・ 高さが10mを超えるもの ・ 敷地が地区内の景観重要道路に接するもの	
３．開発区域の面積が500㎡以上の開発行為	

茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区に係る届出対象行為

届出対象規模	行為
１．区域内全ての建築物	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
２．工作物の高さが10mを超えるもの （擁壁については、高さが2mを超えるもの）	
３．開発区域の面積が500㎡以上の開発行為	

浜見平特別景観まちづくり地区に係る届出対象行為

届出対象規模	行為
１．区域内全ての建築物	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
２．工作物の高さが10mを超えるもの	
３．開発区域の面積が500㎡以上の開発行為	

辻堂駅西口周辺特別景観まちづくり地区に係る届出対象行為

届出対象規模	行為
１．区域内全ての建築物	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
２．工作物の高さが10mを超えるもの	
３．開発区域の面積が500㎡以上の開発行為	

2) 特定届出対象行為

景観法第16条に定める特定届出対象行為は次の行為です。

- (1) 建築物の建築等
- (2) 工作物の建設等

3) 届出の手続き

行為の届出の手続きは下図の流れに従って行ってください。



注)1 届出の中で建築行為と開発行為が重複する場合は、1回の届出にまとめることができます。

注)2 特定届出対象行為について、本計画に定めた色彩基準等に適合しない場合は、景観法第17条に基づき、変更命令措置の対象となる場合があります。

4) 景観模擬実験（景観シミュレーション）

良好な景観を守るために、(1)及び(2)に定める届出対象行為を行う場合には、ア～ウに定める箇所から、合成写真、模型、バルーン、イメージパース¹⁾等を使って景観模擬実験（景観シミュレーション）による事前検証を行うことを義務付けています。

模擬実験により、周囲との景観に調和しているか、眺望を阻害していないか、修景を行っているかを判断し、必要に応じて、届出者と協議します。



1)イメージパース：建築物の完成イメージをつかみやすくするため、透視図の手法を用いて立体的に作図したもののこと。

ア 眺望点

第2章に示したように本市では、市内の中でも特に眺望が優れ、市民等にも愛着のある地点を眺望点として定めています。その眺望を保全するために一定の範囲（眺望方向）に入る届出対象行為については、景観模擬実験を行います。なお、眺望点は下図のとおりです。



イ 景観重要公共施設、愛称道路又は景観ポイントなど本市の景観まちづくり上重要な場所若しくは、市が指定する地点

ア以外に、景観重要公共施設、愛称道路、景観ポイントなど本市の景観まちづくり上重要な場所で、市が指定する地点での景観模擬実験を行います。

ウ 景観重要建造物指定時に定める眺望点

景観重要建造物を指定する際に、建造物とその周辺の景観を眺める地点を眺望点として設定します。設定した眺望点から一定の範囲に入る建築等の行為については、景観模擬実験を行います。

4-2 行為の制限

景観法の届出対象となる建築行為等については、以下の設計の考え方にに基づき、景観形成基準を定めます。届出の際には、建築物の維持管理等も考慮しながら、設計協議を進めていきます。

1) 設計の考え方

良好な景観の形成に関する方針（第2章）に沿うこと

建築等は、求められる機能を充足するだけでなく、地域の景観特性や歴史性などを読み取り、各ゾーンの方針に基づき、建築等の行為を誘導します。

バリアフリー¹⁾、ユニバーサルデザイン²⁾に配慮すること

全ての人が安全かつ快適に空間を利用できるように、バリアフリー¹⁾やユニバーサルデザイン²⁾に配慮した空間づくりを進めます。

居心地の良い空間を創出すること

提供公園や公開空地等は、休憩や交流など人々の活動を生み出し、街の景観を作る大事な要素です。そこで、花や木、ベンチなどの要素を提供公園や公開空地等に取り入れ、人々にとって居心地のよいと感じる空間を創出します。

2) 届出対象行為の景観形成基準

（景観法第8条第2項第2号の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」）

A. 市内全域に係る届出対象行為の制限（開発行為を除く）

大規模な建築物や工作物は、地域の景観に与える影響が大きく、まちのイメージを左右する存在です。地域のシンボルとして親しまれる場合もありますが、周辺のたたずまいと際立った違和感、突出感を与えてしまうこともあります。大規模な建築物も周辺の景観を乱さずに、地域の景観の形成に対して積極的に貢献するよう誘導します。

※指定地区の景観形成基準は、資料編を参照。

1)バリアフリー：障害者や高齢者等の方が、生活の支障となる物理的な障壁や精神的な障害を取り除くこと

2)ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

1. 配置

方針：地域に開かれ、人々が活動しやすい空間を創出する。

景観形成基準

- ・道路等から建築物等を後退させ、休憩や交流など人々が活動できる空間を創出する。
- ・富士山と連なる山並みなどの眺望を阻害しないような建築物の配置とする。
- ・角地や突き当たりにはシンボル性のある空間を創出する。
- ・壁面線は、周辺との連続性やその場所の将来性を考慮する。
- ・長大な外壁は、分節したり凹凸させ、圧迫感の軽減に努める。

イメージ



1)パブリックスペース：不特定多数の方が利用できる一般に公開された空間のこと。

2)オープンスペース：都市における公園・緑地、民有地の空地など建築物に覆われていない空間

3)ファサード：建築物の正面または外観上重要な面

2. 屋根

方針：街のつながりや背景になじむデザインとする。

景観形成基準

- ・ 背景となる山並みや主要な眺望点からの見え方に配慮する。
- ・ 沿道では、周辺の建築物等が形成するスカイライン¹⁾の連続性に配慮する。
- ・ 住宅地については、妻方向や屋根勾配、軒の高さなどを周辺になじむように配慮する。

イメージ



1)スカイライン：山並みの稜線などの地形、建築や建築群が織りなす輪郭と空との境界線のこと

3. バルコニー

方針：建築物等との一体性を考慮したデザインとする。

景観形成基準

- ・ インナーバルコニー²⁾とするなど、建築物等の色彩や形態を一体的にデザインする。
- ・ 室外機や物干し等は、道路から見えないよう取付器具の設置場所を工夫する。
- ・ 安全性を考慮したうえで、緑化が可能な構造とする。

イメージ



2)インナーバルコニー：柱、壁及び屋根に囲まれた形状とするなど、建物の外壁から突き出して見えないようにデザイン的に工夫されたバルコニーのこと。

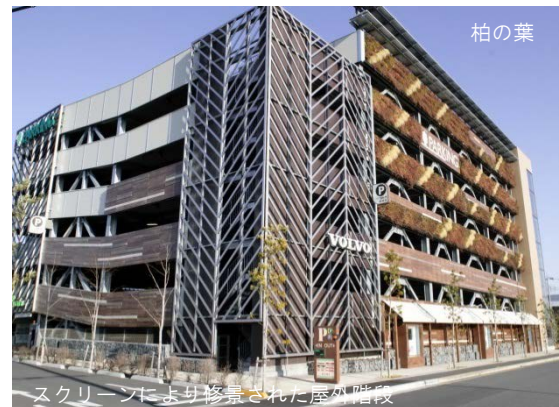
4. 屋外階段

方針：建築物等との一体性を考慮したデザインとする。

景観形成基準

- ・建築物等と一体的なデザインとするか、道路から見えない位置へ設置する。

イメージ



5. 玄関・アプローチ

方針：接する道路との関係を考慮したデザインとする。

景観形成基準

- ・樹木や草花等を設え、みどり豊かな空間づくりを行う。
- ・ベンチなど座れる空間をつくり、歩行者や住民が交流できる空間を創出する。
- ・舗装材等の工夫により道路側と一体的デザインに努める。
- ・車両の出入口は、歩行者の安全確保とまち並みを分断しない配置とする。
- ・商業施設の倉庫や搬入口等は、賑わいの連続性を分断しない配置とする。

イメージ



1)パブリックスペース：不特定多数の方が利用できる一般に公開された空間のこと。

6. 屋上 屋上設備類

方針：雑然とならない設置場所やデザインに配慮する。

景観形成基準

- ・目立たない位置への設置や安全を考慮した隠ぺい策等を講じる。
- ・アンテナ類は、共同化する。

〇イメージ



7. 擁壁

方針：圧迫感を軽減するデザインとする。

景観形成基準

- ・長大な擁壁は、分節したり凹凸させ、圧迫感を軽減に努める。
- ・緑化ブロックや自然石等により、表情を豊かにする。
- ・足元へ樹木やつる性植物を植栽し、圧迫感を軽減する。

〇イメージ



8. 駐車場 駐輪場

方針：駐車場・駐輪場は配置の工夫し、修景を行い、景観的な違和感を与えないように配慮する。

景観形成基準

＜駐車場＞

- ・ 位置は、まち並みの連続性、歩行者や自転車の流れを分断しないように配置する。
- ・ 出入口は、通行者が車の出入を視認できるように、中木の植栽は避ける。
- ・ 駐車場内は、緑化を行い、単調な空間をつくらない。

〇イメージ



＜駐輪場＞

- ・ 平置きなど、誰にでも使いやすいものとする。
- ・ 建築物の前面部など利用しやすい場所に配置するとともに、歩行者や自動車の動線に留意し、配置する。

〇イメージ



9. 植栽・柵

方針：みどりにより豊かな空間を創出する。

景観形成基準

<樹木等の選定>

- ・既存の樹木を活用するとともに、大木・古木は積極的に保存する。
- ・植栽する樹木は、茅ヶ崎市の在来種を基本に選定する。
- ・海岸地域景観ゾーンは、耐潮性に留意する。また海浜植物など地域に相応しい植物を選定する。
- ・四季を感じる樹木も植栽するなど、空間に変化をつける。

<植栽の位置>

- ・景観重要公共施設沿いは、沿道の緑化を積極的に行う。
- ・周辺のみどりと連続させ、地域と一体となった緑化を行う。
- ・角地や突当りでは、シンボルツリー¹⁾を植樹する。
- ・道路との境には、樹木、草本、地被類を設け、沿道の景観をつくる。
- ・駐車場内は、高木や緑化ブロック等を検討する。なお、駐車場、駐輪場の進入口周辺は、見通しを必ず確保するとともに、緑化を行う。
- ・隣地沿いに緑化をする場合は、隣地に配慮しながら、緑化を行う。

<その他>

- ・屋上緑化や壁面緑化なども活用を検討する。
- ・フェンス等を設置する場合は、防犯性の確保や開放的にするため、透過性のあるものとし、高さを抑える。

イメージ



1)シンボルツリー：地域やその場所を特徴づける象徴的な樹木のこと

2)ステップガーデン：壇上に緑化された空間のこと

10. 色彩

方針：周辺や隣接した建築物等から突出しない色彩デザインとする。

景観形成基準

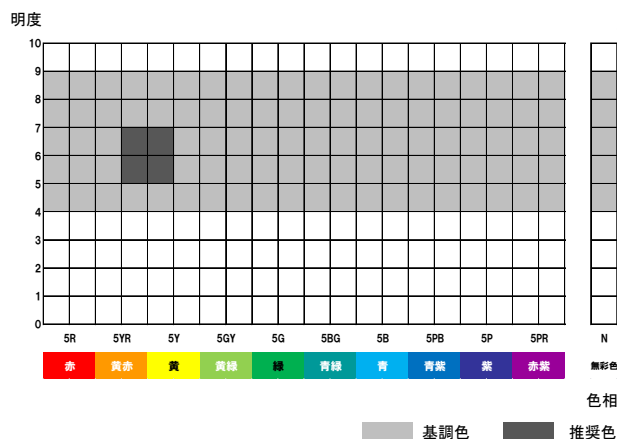
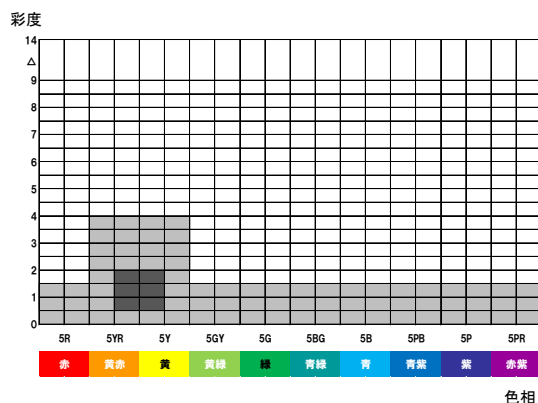
- ・ 背景や隣接する建築物等とのバランスを崩さないよう考慮する。
- ・ 地となる部分は、不必要な色は使わず、色数もできるだけ少なくする。
- ・ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザインを施すことは避ける。
- ・ 色彩を検討する際には、大きな面積の色見本で検討する。
- ・ 基調色、推奨色の範囲内に収める。

ア) 基調色・推奨色

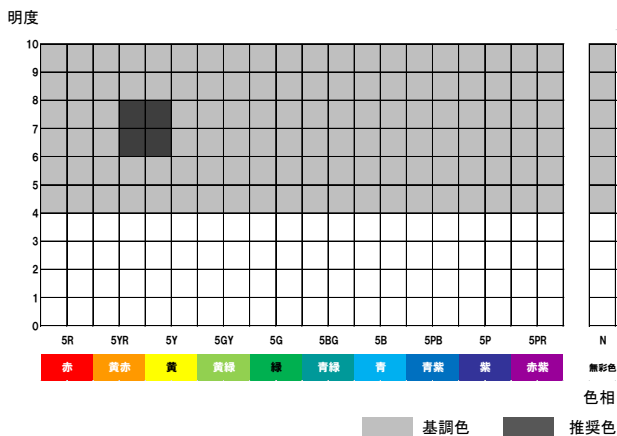
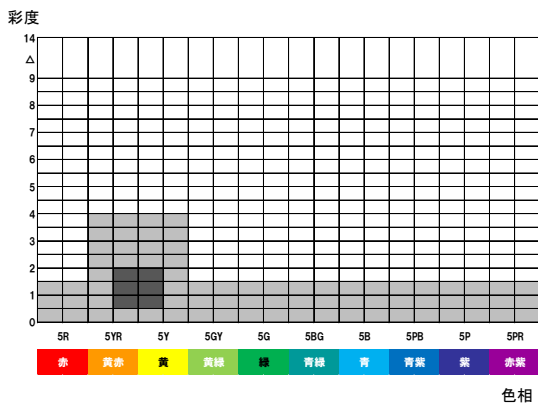
建築物及び工作物の外観の主たる色彩（基調色）は、マンセル値¹⁾により、4つの景観ゾーン別に次のとおりとする（上げ裏面を含む）。

なお、景観ゾーンごとにマンセル値¹⁾により、推奨色を設定している。推奨色の特徴は、低彩度のYR（黄赤）系とY（黄）系で、明度差を設けている点です。北部丘陵ゾーンは、低明度で周辺のみどりとの調和により落ち着き感の創出を、海岸地域景観ゾーンは、明るい海辺の創出を意図している。

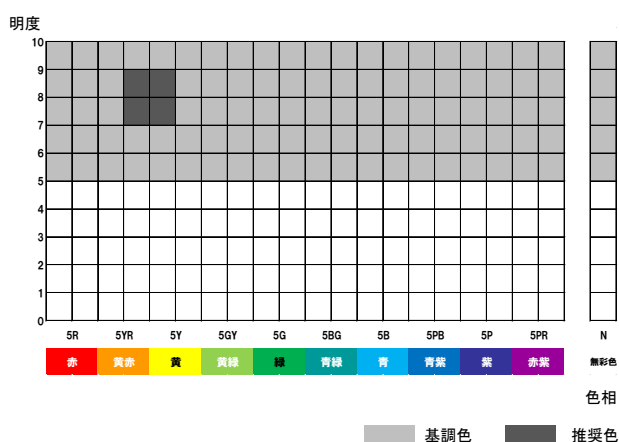
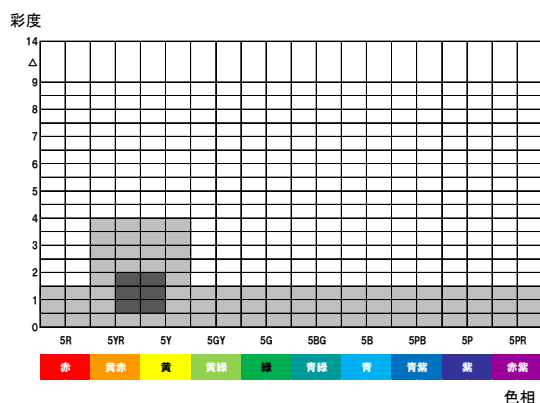
北部丘陵地域景観ゾーン



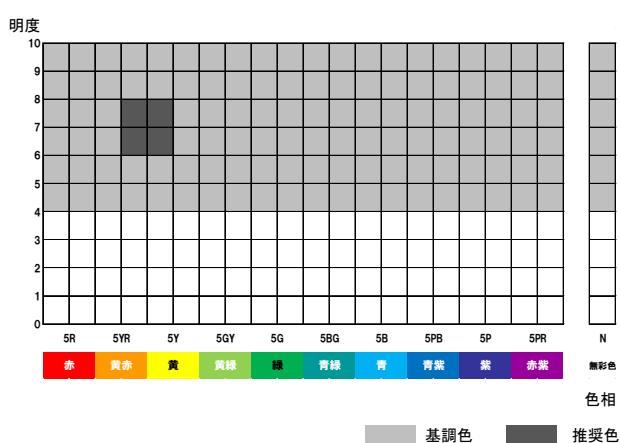
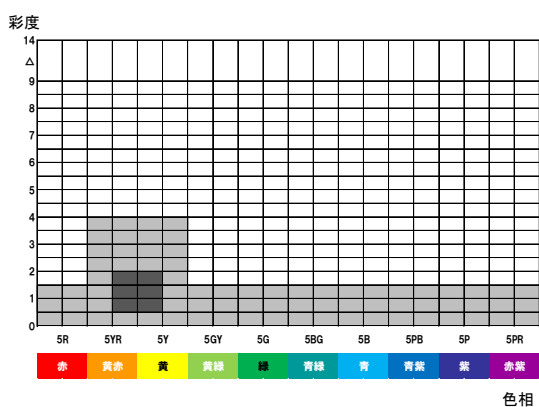
中部地域景観ゾーン



海岸地域景観ゾーン



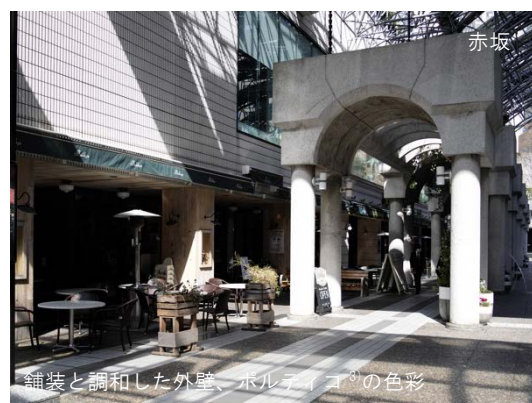
中心市街地地域景観ゾーン



イ) アクセント色

基調色以外にアクセントとして利用する部分は、建築物の見附面積の1/10未満とする。

イメージ



- マンセル値：色彩を正確かつ客観的に表すために用いられる色彩のものさしとも言える尺度で、一つの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」の3つの属性の組み合わせで表現する
- アースカラー：大地や植物などの自然をイメージした茶色や緑色の色の総称
- ポルティコ：建物の出入口までに続く列柱上の構造物

1 1. 素材

方針：周辺とのバランスを考慮した素材の選定をする。

景観形成基準

- ・ 外壁材・舗装材・外構などは、自然素材（木材、石）などを積極的に活用する。
- ・ 経年後も汚れが目立たなく、劣化感の少ない素材を使用する。
- ・ 修景が施された道路等に接する部分は、一体的デザインに努める。
- ・ 金属板やガラス等の反射率の高い素材は、反射の影響を配慮する。

〇イメージ



1)オープンスペース：都市における公園・緑地、民有地の空地など建築物に覆われていない空間

1 2. 照明

方針：場所の特性に応じた魅力的な空間を演出する。

景観形成基準

- ・ 住宅地等では、むやみに明るくしたり、ネオンサイン²⁾等の電飾を避ける。
- ・ 商業地では、賑わいの連続性を考慮し、夜間景観の寄与に努める。

〇イメージ



2)ネオンサイン：ネオン管などを仕様した看板や広告のこと

13. 屋外広告物

方針：設置する建物や周囲の環境にあった屋外広告物を設置する。

景観形成基準

＜屋外広告物の位置＞

- ・ 景観資源（景観重要公共施設、景観重要建造物、ちがさき景観資源）など景観形成上重要な施設の隣接地は、当該施設が醸し出すイメージを損ねないように掲出位置に配慮する。
- ・ 位置、大きさ、形を配慮し、過剰な設置は避ける。（自動販売機を含む）。
- ・ テナントビル¹⁾では、屋外広告物の形態や設置方法を統一し、集約化に努める。

＜屋外広告物の素材、色彩＞

- ・ 建築物のデザインや色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとする。
- ・ 地となる部分は、不必要な色は使わず、色数もできるだけ少なくする。
- ・ 全国共通の仕様やコーポレートカラー²⁾であっても、彩度6を超える場合は、図と地の反転や切り文字などを行う。
- ・ 蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。

イメージ



1)テナントビル：オフィス（事務所・業務）を主要用途として建てられた建築物のこと

2)コーポレートカラー：企業や団体等の組織を象徴する色のこと

14. その他

方針：周囲環境にあった景観形成を行う。

景観形成基準

<ファニチャー>

- ・地域の歴史や文化を感じさせる柄や色などの活用に努める（遊具を含む）。
- ・自然素材（木材、石など）を用いるなど、茅ヶ崎の環境にあうものとする。

<工事中>

- ・草花の植栽や仮囲へのペイントなど、不快感の軽減に努める。
- ・完成予想図を設置するなど、工事に関する情報提供に努める。
- ・工事車両や資材等を道路から見えにくい位置に置く。

イメージ



1)デッキ：床などの上に設けた木製の甲板のこと

B. 市内全域に係る届出対象行為の制限（開発行為）

開発行為などの大規模な土地利用行為は、当該地の歴史等や周辺環境に調和を図るとともに、人々が過ごしやすい新たな公共空間を創出するため、次のとおりの景観形成基準を定めます。

1. 既存樹木の保全 方針：樹勢・樹姿のよい樹木を保存し、まちの記憶を継承する。

景観形成基準

- ・ 良好な景観を形成し、古木、樹勢がよい既存樹木は保存する。
- ・ 道路境界線から3mの範囲内低中木や生垣等があり、良好な景観を形成しているものは、保存に努め、沿道景観の継承に努める。
- ・ やむを得ず保存ができない場合は、当該地の景観を損なわないように修景を行う。

イメージ



1) オープンカフェ：店の前に客席を設け、開放的な演出を凝らしたカフェやレストラン

2. 擁壁の形態意匠・緑化

方針：緩やかな地形が特徴の茅ヶ崎の地形を意識し、無理のない構造とする。

景観形成基準

- ・ 前面道路から目視可能な擁壁については、仕上げはできるだけ自然石、化粧型枠、化粧ブロック仕上げ、タイル仕上げ又はこれに類するものを使用し、うるおいのあるデザインとする。
- ・ 高さは極力抑え、原則5m以下とする勾配擁壁の使用若しくは敷地境界線からの後退などにより、圧迫感の低減に努める。
- ・ 前面若しくは上部の緑化、壁面緑化等の修景を行う。

イメージ



3. 公園・緑化・広場

方針：自然を楽しみ、誰もが楽しんで過ごせる空間を作る。

景観形成基準

○公園の位置

- ・公園は、原則として既存道路から目視可能な位置に配置する。

○公園内のみどり

- ・常緑樹や落葉樹などを混成し、四季を楽しめるような樹種を選定する。
- ・海岸エリアは、海浜植物の地域性のある樹種の植栽を検討する。また、耐潮性に留意する。
- ・既存にある古木や樹姿・樹勢が良いものは極力保存し、活用する。
- ・開放的な空間と緑陰のある空間を適切に設け、誰もが過ごしやすいうように樹木の配置を行う。また、うっ蒼とした空間にならないように、将来を想定した樹種の配置を行う。

○出入口や境界部

- ・誰もが入りやすいようにユニバーサルデザイン¹⁾に配慮し、明るく、開放的なデザインとする。
- ・道路沿いは、敷地内が見通せるように低木や中木の設置を避け、高木や地被類などを組み合わせ、視界の確保を行う。

○施設・設備

- ・ベンチを設置する。ベンチは、緑陰空間に設けるなど、過ごしやすい場所に設ける。
- ・付帯施設（遊具、ベンチ、施設）はできるだけ自然素材を用いること。
- ・擁壁は極力避け、自然勾配による土石の安定に配慮する。
- ・フェンス・柵等は、生垣等で代替可能な場合はこれに努める。代替不可能な場合は、擬木等によりみどりと調和する意匠に努める。

○イメージ



1)ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

4. 公開空地

方針：快適かつ楽しみながら通行し、利用できる空間とする。

景観形成基準

- ・通行上支障ない限り、高木を植えるなど、沿道の景観をつくる。
- ・良好な景観を形成している既存樹木がある場合には、活用を検討する。保存できない場合は、修景を行う。
- ・舗装は滑らない素材とし、雰囲気明るくなるものを選択する。また、道路側と統一感があるようにデザインする。
- ・通行の支障のない限り、ベンチや緑陰空間を設ける。

イメージ



1) オープンスペース：都市における公園・緑地、民有地の空地など建築物に覆われていない空間

2) オープンカフェ：店の前に客席を設け、開放的な演出を凝らしたカフェやレストラン

3) 景観協定（1人協定）の誘導

景観法第90条に基づき、土地の所有者が一人の場合でも、新しく住宅地等の開発を行う場合に景観協定を定めることにより、将来にわたり良好なまち並みを維持できます。

良好な住宅地の景観を形成するため、宅地開発事業に景観協定に関する啓発を進めます。

4) 指定地区の景観誘導

景観法及び景観条例に基づき、特別景観まちづくり地区や景観まちづくり地区の指定を進めています。指定地区については、地区の個別の基準に基づき景観誘導を進めます（資料編参照）。